標準様式第２号（第８条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和８年５月１５日

足立区長　近藤　弥生

1　業務概要

（１）業務名　足立区立興本扇学園施設更新事業に伴う設計等業務委託

（２）業務内容

ア　目的　足立区立興本扇学園の小中一体型校舎の建設

イ　履行場所　足立区立興本扇学園

東校舎（興本小学校）　住所：足立区扇３－２２－１

西校舎（扇中学校）　住所：足立区扇３－１８－１４

ウ　委託内容

（ア）基本構想・基本計画の作成業務

（イ）基本設計・実施設計業務

（ウ）各種調査業務

（エ）国庫補助申請関係書類作成業務等

（３）履行期限　令和１１年１２月２１日

2　提案限度価格等

（１）提案限度価格

９７０，０００，０００円（消費税相当額を含む）

（２）最低制限価格の設置

無し

3　資格要件、選定基準及び評価基準

（１）提案書の提出者に要求される資格要件

ア　建築設計業務における区の競争入札参加資格を有していること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。

ウ　公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ　国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

ケ　責任者（※）及び建築担当技術者は、建築士法第２条に規定する一級建築士の資格を有することとし、応募申込書の提出期限日の時点で、応募申込事業者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
コ　事業者内に建築士法第１０条の３に規定する構造設計一級建築士証の交付を受け、応募申込書の提出期限日の時点で、応募申込事業者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者がおり、事業者内で責任者及び建築担当技術者と相談できる体制であること。
サ　事業者内に建築士法第１０条の３に規定する設備設計一級建築士証の交付を受け、応募申込書の提出期限日の時点で、応募申込事業者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者がおり、事業者内で責任者及び建築担当技術者と相談できる体制であること。

シ　平成３１年４月１日以降に日本国内で設計（基本設計又は実施設計）が完了又は建物が竣工した、以下のいずれかの設計業務実績を有すること。ただし、元請けで受託したものに限る。
①　延床面積１０，０００㎡程度の学校施設
②　学校部分が最大割合を占める延床面積１０，０００㎡以上の複合施設
ス　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
※責任者とは、本業務を統括する「主任設計者」を指します。「主任設計者」については、別紙１「設計等業務委託仕様書（案)」を参照してください。

（２）提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（１）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

（３）提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指　　標
１　業務遂行力	ア　本業務を遂行するために十分な作業員を有しているか。 イ　本業務を円滑に進めるために十分な技術者の配置になっているか。 ウ　必要な技術協力の体制が検討されているか。	６０％	責任者や担当者の配置、業務実施体制、技術協力体制（積算や教育施設の専門家を含む）、有資格者数等
２　業務実績	本業務の遂行に有効な経験や実績、知識等を有しているか。	３０％	同種又は類似業務の実績等
３　経営状況	経営基盤や財務状況が健全か。	１０％	財務諸表
合　　計		**１００％**	
４　区内事業者加算	区内に本店のある事業者に上記評価項目合計点の１０％を加点する。	＋１０％	

（４）提案書を特定するための評価基準

ア　提案書（二次審査）

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価の視点</th><th>評価配分</th><th>指　　　標</th></tr>
<tr><td>１　業務の実施方針</td><td>ア　業務の遂行に必要な体制が組まれているか。
イ　無理のない設計業務の実施手順が計画されているか。
ウ　区民の意見や要望を反映する手法は適切か。
エ　積算、教育施設、教育施設を中心としたまちづくり等に関する助言等の協力者を配置するか。</td><td>２０％</td><td>実施方針書</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２　技術提案内容</td><td>ア　課題を解決する、独創性と実現性を備えた提案内容となっているか。
イ　提案内容について論理的で説得力がある説明か。</td><td>５０％</td><td>技術提案書</td></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案課題①【全体計画】
「新しい時代の学びを実現する学校施設についての提案」
ア　学校全体を学び・生活の場として捉え、多様な学びに対応できる施設の考え方。
イ　地域社会と連携・協創していく拠点としての学校施設の考え方。
※　「足立区教育振興ビジョン」との整合を図る</td></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案課題②【小中一体型校舎の計画】
「小中一貫教育の目的実現に寄与する学校施設の提案」
ア　９年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境の確保。
イ　９学年の児童生徒がひとつの校舎で学校生活を送る上での、発達段階、安全性に配慮した施設計画。
ウ　小・中学校段階の教職員の一体性を促し、一貫教育に適合した学校マネジメントを可能にする施設環境の確保。</td></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案課題③【避難所としての計画】
「地域性を考慮した避難所の提案」
ア　地震時及び水害時における避難所としての効率的な建築及び敷地の考え方。
※「足立区地域防災計画」との整合を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案課題④【施工計画・環境計画】
「合理的、経済的な施工計画の提案」
ア　施工から解体までのライフサイクルコスト縮減についての考え方。</td></tr>
</table>

３ コスト	提案内容に対する設計費用の見積りは妥当か。	１０％	設計費用の見積り額
合　計		**８０％**	

※基準点（６割以上）を獲得した事業者のうち、上位３者程度を三次審査の対象とする。

イ　ヒアリング（三次審査）

評価項目	評価の視点	評価配分	指　　標
１ プレゼンテーション・ヒアリング	ア　説明に説得力があるか。 イ　質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回答されたか ウ　参加意欲が感じられるか。	２０％	プレゼンテーション ヒアリング
合　計		２０％	

ウ　区内事業者加算

下記に該当する場合は、二次審査と三次審査の合計点に以下の加算を行う

業者及び業務の条件	加算（%）
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2

※二次審査と三次審査の合計点（ウによる加算がある場合は、加算後の合計）で基準点（６割）以上を獲得した事業者のうち、最高点の事業者の提案書を特定する

４　手続き等

（１）担当課

〒120-8510　足立区中央本町１－１７－１　足立区学校運営部学校施設管理課

電話　０３－３８８０－５０７２（直通）　担当　楠瀬

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　　令和８年５月１５日から令和８年６月１日まで

イ　交付場所　　４（1）に同じ。

ウ　交付方法　　希望者に直接交付する。

（３）応募申込書等の提出期限並びに提出場所及び方法

ア　提出期限　　令和８年５月１８日から令和８年６月２日午後５時まで

イ　提出場所　　４（1）に同じ。

ウ　提出方法　　持参すること。

（４）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア　提出期限　　令和８年７月１５日から令和８年８月５日午後５時まで

イ　提出場所　　４（1）に同じ。

ウ　提出方法　　持参すること。